

令和 7 年度 第 3 回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2025 年（令和 7 年）9 月 4 日（木）

藤沢市環境部環境総務課

午後 1 時 59 分 開会

○戸塚参事 皆さん、こんにちは。定刻少し前ですけれども、これから会議に入りますが、まず議題に入る前に、事務局から 1 件ご報告がございます。

○村山部長 会議の前にお時間を頂戴いたしまして、事務局からご報告をさせていただきたいのですが、本日、未明に、市の北部にありますリサイクルプラザ藤沢で火災が発生しまして、現在は鎮火している状況ではございますが、そういった事案がございました。

原因については、今、調査中でございますけれども、これによりまして、市民の方の資源等のごみの持ち込みを停止していることと、あと、隣に環境啓発棟があるのですが、そちらも電気が通っていないということで、休館の措置をとっております。あと、E V 急速充電器が施設の横の道路沿いにあるのですが、そちらも停止しているという状況になっております。なお、瓶、缶、不燃ごみ、大型ごみ等につきましては、通常どおり収集を行っている状況でございます。この後、プレスリリースもさせていただきますが、市民の皆様への周知については、ホームページにも掲載させていただいているような状況でございますので、ご承知おきいただければと思います。

○戸塚参事 それでは、ただいまから第 3 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日はご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます環境総務課の戸塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づきまして、20 名で組織されており、同条例の規則により、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。本日は出席が 15 名となっており、審議会の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

また、本日は 5 人の委員がご欠席されておりますが、委任状を提出されておりますので、ご本人にかわって会長が議決権を行使しますので、ご承知おきください。

なお、傍聴を希望される方がいないことを、あわせてご報告いたします。

また、この審議会の会議録につきましては、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、閲覧に供されますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日お机の上に置かせていただきました当日配付資料を確認させていただきます。本日の配付資料は 3 点でございます。1 点目が「次第」、2 点目が本日の「座席表」、3 点目が「名簿」、名簿の裏面が職員の名簿になっております。

続きまして、事前に郵送しております資料の確認をさせていただきます。5 点ございます。1 点目が「資料 1 藤沢市災害廃棄物処理計画改定（2 次素案）」、2 点目が「資料 2 第 2 回審議会で

の指摘事項反映表」、3点目が「資料3 藤沢市災害廃棄物処理計画改定（2次素案）新旧対照表」、4点目が「資料4 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインによる確認（2次素案）」、5点目が「資料5 記者発表資料の官民連携のジモティースポットを開設します!」、以上が事前に郵送したものになりますが、過不足等ございますでしょうか。——よろしいですか。

その他、前回お送りさせていただきました「藤沢市災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）現行計画」をご持参いただいているかと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

条例規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、ここで横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 第2回の審議会において、委員の互選により、第17期審議会の副会長は湘南工科大学の野中委員を選出することに決定いたしました。前回ご欠席だったため、議題に入る前に、野中委員からご挨拶を賜りたいと思います。野中副会長、よろしくお願いいたします。

○野中副会長 改めまして、湘南工科大学の野中と申します。このたびはご推挙いただきまして、ありがとうございます。とにかく皆様の活発な議論を、会長を筆頭にできるだけ皆様からのご意見を一緒に聞きながら進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、前回欠席となりまして、誠に失礼をいたしました。議事録にて、前回の会議ではすごく色々など意見が活発になされていたのを拝見しております。今日も引き続き議論が活発になされることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 ありがとうございます。2年間よろしくお願いいたします。

では、次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

議題（1）藤沢市災害廃棄物処理計画改定（2次素案）について

○横田会長 まず、議題（1）「藤沢市災害廃棄物処理計画改定（2次素案）について」、事務局から、説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。私から「藤沢市災害廃棄物処理計画改定（2次素案）について」、ご説明させていただきます。お配りしている資料1と資料2をご覧ください。

まず、資料2「第2回審議会での指摘事項反映表」ということで、2回目の審議会では委員の方からご指摘いただいた箇所を反映しております。どなたからご質問があった内容かというのは割愛させていただきますので、指摘があった事項から順番にご説明させていただければと思います。

まず、一番左側のNo.1です。資料1の2次素案ですと2ページをご覧ください。ご指摘事項としましては、市の地域防災計画のもとに、この災害廃棄物処理計画が位置づけられているという旨を明確にしたほうがよろしいのではないのでしょうかというご指摘をいただきましたので、2ページ

の2行目に、ご意見を踏まえまして、「本計画は、市防災計画の下位に位置づけられる個別計画の一つ」である旨を追記させていただいております。

次に、No. 2、資料1ですと7ページをご覧ください。表1-2「本市の災害廃棄物の処理に関する基本方針」について記載していますが、廃棄物に詳しくない人が読むことも想定して、もう少し明確にしたほうがよろしいのではないのでしょうかといったご指摘をいただきました。ご意見を踏まえまして、市の防災計画や県の計画等を参考にして全体的に見直しをさせていただきました。

例えば「指摘事項」に書いてある「②衛生的な処理」ですが、前回の1次素案では、「災害廃棄物の腐敗・悪臭の防止、公衆衛生確保のため、迅速に処理を行う」という記載だけだったのですが、今回の2次素案では、「②衛生的な処理」に「腐敗性廃棄物等が大量かつ不適切に放置されると、被災地において感染症の発生、悪臭、害虫の大量発生等につながるため」といった具体的な説明を記載させていただきました。

次に、No. 3、2次素案ですと8ページになります。適切な処理期間を設定するに当たり、根拠となるような資料はありますか。また、他の章で期間を後述するのであれば、その旨記載したほうがよろしいのではないのでしょうかといったご指摘をいただきました。まず、「処理期間」については、1行目に、「発災後に、災害の規模や被害の状況、広域処理を含む処理体制を踏まえつつ、設定する」ことを記載させていただきました。また、表1-4を追加しまして、「過年度の災害における処理期間」を掲載するとともに、本市の災害廃棄物発生量の推計から、市単独で処理する場合は処理期間が3年以内になることを記載しております。具体的には、6「処理期間」の一番下に「発災後3年以内に災害廃棄物の処理を完了する」と書かせていただいております。

次に、No. 4、2次素案ですと19ページをご覧ください。仮置場の発表についても、できれば発災後、2～3日とかある程度の目標日数を言っていただくと、市民の方が安心していただけるのではないかとご意見をいただきました。表2-2「各担当の業務スケジュール（案）」を見直しまして、対応時期が視覚的に見えるように工夫をさせていただきました。例えば「一時仮置場の設置・開設」は、色がついているところが「応急対応期（前半）」と書かれた1カ月のところの後ろのほうにあるのですが、なるべく2週間以内には開設することがわかるような形で記載させていただきました。また、そのほかの部分も、この時期にこういったことを市役所はやっていくつもりというのが見えるような形にさせていただきました。

次に、今開いていただいている19ページのほか、17ページになるのですが、風水害等はある程度予見できることから、1次素案の表2-2などに事前準備の項目などを追記してはどうでしょうかというご提案をいただきました。

このご意見を踏まえまして、17ページの12行目に、「発災前に初動準備（表2-2）を行うことで、発災後の応急対応を円滑に進めるための体制を整備します」という旨を追記させていただきました。

また、19 ページの表 2-2 で「平常時」のところに「初動準備」が追記されています。ここに風水害等で事前に予見ができる場合の初動対応の準備期間ということで、風水害のときは、色がついている部分について体制を整えますということを記載させていただきました。

今週も大型の台風が来るかもしれないということで予想されておりますので、環境総務課でもその情報を注視しながら、どのような体制をとるかということを考えております。

次に、32 ページの「③ボランティアの受援体制」です。1 次素案で表 2-14 に記載されているものはボランティアの方が持参することを前提としているのでしょうかということ、あと、表 2-14 の表中の 5 行目に「バケツ・ホース・雑巾・ごみ袋」とあるのですが、この「ごみ袋」は市指定のごみ袋でしょうかというご指摘をいただきました。

まず、基本的にはボランティアが持参することを前提としておりますが、必要資機材が不足する場合は災害救援ボランティアセンターが準備する旨を本文に追記させていただいております。また、「ごみ袋」のところには注釈（※2）として、災害廃棄物を排出する場合は市指定のごみ袋ではないということを追記させていただいております。

最後に、85 ページをご覧ください。前回は 1 章と 2 章をご審議いただいたのですが、現行計画に貴重品に関する取り扱いが載っていたはずですが、そこからなくなってしまった理由は何かありますかというご指摘をいただきました。前回もお話しさせていただいたのですが、なくしたのではなく、別の章に移させていただきました。具体的には、第 1 章 1 節にあった貴重品の取り扱いの部分、2 次素案では第 3 章に移させていただきました。

第 2 回審議会でご指摘いただいたところの反映表についての説明は以上となります。

続きまして、資料 3 をご覧ください。初めに、2 次素案の中でも、表の参照先を間違えていたり、「エラー！参照元が見つかりません」といった文言が入ってしまったような状況です。申し訳ありませんが、この後修正させていただきますので、今回はご容赦いただければと思います。また、ボリュームが大きいので、現行計画から大きく変更した部分だけ説明させていただきます。そちらもご了承いただければと思います。現行計画をお持ちになっていただいていると思うのですが、もしスペースがあるようでしたら、そちらと比較してご覧いただければと思うのですが、基本的には私からは 2 次素案でご説明させていただければと思います。

まず、左側の No. 1 からです。現行計画では記載がないのですが、今回改定するに当たりまして、各章の説明を追加させていただきました。これは 1 次素案にも反映していなかったものなので、2 次素案で初めて皆様に出させていただくものです。例えば第 1 章にはこういったことが書いてありますというのを最初にかかせていただいて、どういうことが書いてあるのかわかってから中身を見ていただいたほうがいいということで、何を記載している章なのかを明確にするために、各章の最初に全て説明を追記させていただいております。

次に、目次です。現行計画ですと第1章から第4章と用語集という形で、第1次素案では4章仕立てで考えていますというお話をさせていただいたのですけれども、全体を整理する中で、今回の計画は第1章から第5章までにして、あと資料編と用語集といった形で変更しております。現行計画の第3章「発災時の災害廃棄物の処理」として記載していたものを、第3章と第4章に分けた形になります。第3章を細分化して、2次素案では、第3章に被災によって発生する「災害廃棄物」を書いて、被災に関係なく生活を送る中で発生する「被災者や避難者の廃棄物」を第4章に書かせていただきます。

全体の構成は、先ほど申し上げたように、4章だったものを5章に修正させていただいて、災害廃棄物の発生量などの推計方法、計算根拠などについては、本編に載せるのではなく「資料編」に記載することになります。

次に、すみません、ナンバーが記載漏れで空欄になってしまっており、現行計画には記載がないのですが、2次素案の16ページをご覧ください。ここは2次素案で新しく追記させていただいたところです。発災後に災害廃棄物の処理をどのように進めていくのかがわかるように全体像を整理させていただきました。発災後、まず発災時の組織体制を組んで、協力支援をするというところから、実際の収集・運搬とか処理・処分をしていく。それがそれぞれこの章に書いてあるのかを記載させていただいて、発災時に全体像がわかるような形といたしました。

次に、No. 3、現行計画ですと3-1ページ、今回の改定計画ですと38ページをご覧ください。現行計画ですと、「がれき等の処理基本フロー」を記載していたのですけれども、新しい改定計画では「災害廃棄物の全体処理フロー」を記載させていただいております。初めに、第3章で対象としている災害廃棄物である「片付けごみ」「災害がれき等」「津波堆積物」の全体処理量フローを記載することで、全体像を把握できるようにいたしました。

No. 4ですが、現行計画ですと3-2ページから3-5ページ、改定計画ですと39ページから41ページです。現行計画では、「がれき等発生量の推計」で（１）「推計方法」と（２）「被害想定に基づく推計結果」とさせていただいていたのですが、改定計画では、現行計画の「推計方法」を「推計の考え方」に変えて、（２）「被害想定に基づく推計結果」を「災害廃棄物発生量の推計結果」、（１）「地震災害」、（２）「風水害等」に修正しております。推計量は令和5年度に改正された推計式に変更した内容で発生量の推計を行っております。改定計画では、先ほど申し上げましたように、推計方法の詳細につきましては資料編にまとめさせていただいております。また、「地震災害」と「風水害等」の災害に分けて推計しておりますが、風水害等は、建物被害棟数が想定されていないので、過去の被害事例に基づいて、41ページにコラムとして風水害の発生量を記載しております。発生量の推計としましては、現行計画は約630万トンだったところ、改定計画では約380万トンとなっております。

続きまして、No. 5、No. 6 ですが、現行計画ですと 3-49 ページ、表 3-55、改定計画ですと 42 ページから 45 ページになります。

まず、42 ページですが、もともと現行計画には載せていなかったのも、「本市のごみ処理施設の概要」と「施設配置図」を追記させていただいております。

次に、45 ページからですが、ごみ処理施設における処理可能量を書いています。災害が発生したときに災害廃棄物が出ますが、現有の処理施設でどのくらい余力があるのかを書いている箇所です。現行計画ですと、「施設の公称能力を最大限活用する」という算出方法を採用しておりまして、稼働日数を 300 日程度で計算しているのですが、現行の計算で算出しますと、処理可能量を過大評価する可能性が高くなることから、改定計画案では、国の技術指針で基本としている「処理施設の稼働状況に対する負荷に応じた段階的な処理可能量」を算出する方法に変更しております。そのため、稼働日数は現行計画では 300 日程度だったのですが、改定計画では 280 日程度としております。これは災害時には焼却炉の設計時に想定していなかったような災害廃棄物が搬入されることから、炉の損傷が激しくなるため、補修期間等による停止期間を考慮した稼働日数としているためです。

45～46 ページで全て「調整中」という形にさせていただいているところを、口頭にはなってしまうのですが、今現在考えている処理可能量の出し方についてご説明させていただきます。

藤沢市は北部環境事業所と石名坂環境事業所という 2 つの焼却施設がありまして、リサイクルプラザ藤沢という不燃の破碎施設があります。

まず、北部環境事業所についてですが、今 2 炉体制になっておりまして、1 号炉と 2 号炉がございます。1 号炉は平成 19 年にできた炉ですが、国の技術指針の推計式を採用しまして、施設の稼働年数が 20 年以上となる場合については、年間処理実績に対して最大で 10% が災害廃棄物の処理可能量とするというのがありますので、そちらを採用しております。一方で、令和 5 年度から稼働しております 2 号炉につきましては、もともと北部と石名坂を合わせた市全体の焼却炉の規模の 10% 相当を、災害廃棄物の処理をするに当たる施設規模としておりますので、1 日当たり 35 トンを処理する施設となりまして、1 日当たり 35 トンの能力で計算することとしております。

石名坂環境事業所は、今 1 炉、30 年超えの施設がありまして、国の技術指針に従いますと、30 年超えの施設は、災害廃棄物を処理するに当たっては、対象外にする施設に該当してしまいます。しかし、現状の稼働状況に対する負荷を考慮しまして、津波堆積物が入ってくると処理が難しくなってしまうので、それを除くことで、北部と同様に、現在の年間の処理実績に対して最大で 10% 程度は処理が可能ということで、10% は災害廃棄物の処理をするという想定をさせていただく予定です。

リサイクルプラザ藤沢につきましても、同様に年間の処理実績に対して最大で 10% が処理の可能量とさせていただく予定でおります。申し訳ありませんが、ここの数字は、今お話しさせていただいたシナリオに基づいて処理可能量を出させていただきますので、次回 10 月のパブコメ案のと

きに、どのくらいの処理可能量を想定しているということを出さしていただければと考えております。

次に、現行計画ですと 3-6 ページで、今回の改定計画案ですと 47 ページから 60 ページに該当します。現行計画ですと、「がれき等の収集・運搬」に書いてある箇所です。改定案では、国の技術指針で対象としている災害廃棄物である「片付けごみ」「災害がれき等」「津波堆積物」を書かせていただきました。また、新規で「事業者から排出される災害廃棄物」について、各種類ごとに「定義」「処理フロー」「排出方法」「収集・運搬」等をそれぞれ記載しております。

続きまして、資料 3 の裏面をご覧くださいと思います。現行計画ですと 3-1 ページから 3-21 ページ、今回の 2 次素案ですと 61 ページから 73 ページに該当します。「仮置場必要面積の推計値」を書いております。

今回、災害廃棄物の発生量が、推計式が改正されたことによって、もともと 630 万トンと予想していたのですが、380 万トンの推計値に変わりました。発生量が減ったのに、必要面積が少し増えたように見えるという形になってしまっていますが、これは現行計画と改定計画で、必要面積の推計式の考え方を変更したことが理由です。

現行計画では、一次仮置場に被災現場から撤去ごみの持ち込みが完了するのを 2 年目とする撤去期間を設けて、建物の解体期間や処理期間を考慮した処理としているので、必要な仮置場面積を狭く推計していると考えております。ですので、現行計画の推計式ですと、災害廃棄物発生量全体の 3 分の 1 の分量の面積を確保するといったような計算式になっております。

一方で、改定計画では、より実態に即した処理期間を通じて、一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算出方法を採用しました。これは 1 年程度で全ての災害廃棄物を仮置場に集めて、3 年程度で全ての処理を終えることを想定しております。現行計画で設定していたような撤去期間を考慮するためには、被災状況や廃棄物の種類など、さまざまな要因を考える必要があり、複雑になってしまうことや、実際は「処理量」そのものが復旧・復興の指標になるので、技術指針の考え方を採用しております。ですので、今回の改定案では、災害廃棄物全体量の 3 分の 2 の分量の面積を確保する計算となっております。少し余裕を持たせて仮置場の面積を算出しているというものになります。いずれにしても、現行の計画でも改定の計画でも、廃棄物の量が減っても、やはり仮置場の必要面積が足りないのは事実ですので、こちらにつきましては、引き続き仮置場を確保していく努力をしてまいります。

次に、表 3-22 です。ページが変わったので、このまま表 3-24 と書いてしまっているのですが、63 ページに表 3-22「本市の仮置場」があります。現行計画ですと葛原最終処分場とくずはら山広場が表中の下から 2 行に記載されています。現在、地域防災計画も修正依頼をかけているのですが、名称と面積を修正しております。具体的には令和 6 年度に葛原最終処分場を廃止したこ

とに伴いまして、名称を「葛原最終処分場」から「葛原最終処分場跡地」に変更しております。また、くずはら里山広場の面積を 5200 平米と記載していたのですが、処分場面積としては 1 万 9700 平米になりますので、こちらを修正させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、地域防災計画についても現在、修正依頼中ですので、こちらの改正案が改正されたときには、同様に地域防災計画も修正されているという内容になります。

次に、現行計画には記載がないのですが、2 次素案では 74 ページから 77 ページに該当します。「損壊家屋等の撤去・解体」についてで、全壊と半壊した建物については、所有者の経済的負担を軽減するために、市がかわりに建物の解体・撤去を行う公費解体という制度がございますので、そちらの内容について新規で記載させていただいております。

次に、現行計画ですと 3-35 ページから 3-39 ページ、2 次素案ですと 86 ページから 90 ページになります。こちらは現行計画も 2 次素案も、生活ごみと避難所ごみの発生量を書いております。今回、県の報告で避難者数が減少しておりますので、2 次素案の記載では、避難所から発生するごみ量が減少しております。

また、88 ページの生活ごみのところですが、多分、市民の方は一番気になるところではないかと思いますが、現行計画ですとあまり詳しく書いていないのですが、今回排出方法等について詳しく書くような形に修正しております。

最後、現行計画ですと 3-40 ページから 3-47 ページ、2 次素案ですと 91 ページから 99 ページです。し尿の処理を書いている部分になりまして、もしかしたら前回もお話しさせていただいたかもしれませんが、91 ページの上から 10 行目にあるように、令和 6 年 7 月に茅ヶ崎市と寒川町と「し尿等処理に関する事務の委託に関する規約」を結びまして、令和 14 年度以降は藤沢市が茅ヶ崎市と寒川町のし尿も処理をすることになりましたので、その旨を記載させていただいております。

「なお」が続いてしまって申し訳ないのですが、「なお、本市の既存のし尿処理施設は令和 9 年度に解体する予定」です。令和 14 年度以降に広域でし尿処理をするに当たって新設するので、令和 9 年度に今の施設は解体し、2 市 1 町での共同処理を行うまでの間は、仮設の処理施設を整備して処理を行う形になります。

現状は 1 日当たり 230 キロリットル処理する施設ですが、仮設は能力を縮小して、今のところ 1 日当たり 55 キロリットルの施設となる予定です。災害時はどうするのかということになりますので、そこについては今の既存施設の受入槽を活用するという事で、処理できるまでの間、貯留をして、なるべく災害時に対応していくという形で記載させていただいております。

簡単にはなってしまうのですが、現行計画から 2 次素案で改定した部分のご説明は以上となります。

引き続き資料 4 をご覧ください。それぞれ 1 つずつご説明することではないのですが、災

害廃棄物の処理計画の策定や改正する際に、こういった項目を記載するのが必須ですとか、計画の実効性を向上させるために確認をしていく必要がありますという点検ガイドラインがございますので、今回の２次素案がそれに合致しているかを確認している内容になります。緑色の部分が、今回出させていただいた３章から後ろのところになります。

前回の１章と２章も合致しているということをご説明させていただきましたが、今回お示しさせていただいた２次素案についても、基本的には点検ガイドラインにおいて、書かなければいけないところは書かせていただいておりますので、この内容に沿った形で２次素案を作成しているということをご報告させていただきます。

簡単にはなりますが、以上で２次素案のご説明を終了させていただきます。

- 横田会長 ただいま事務局からご説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありますか。内容が盛りだくさんなので、全面的に理解するのはなかなか困難かと思いますが、お気づきの点だけでも結構ですので、どうぞ遠慮なくご意見、ご質問をお出しください。
- 北野委員 今回初めて第３章を見せていただいたのですが、51 ページの表 3-12「災害がれき等の種類ごとの処理方法」の中で、「テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコン等の家電類」の廃家電についてです。これは家電リサイクル法の対象になるということで、原則として所有者が引き渡すものとなっているのですが、津波などで流されてきた場合は、どなたの家電かどうかかわからないと思うのですが、そういった場合はどのように対応する予定なのでしょう。
- 菊地課長補佐 津波等で流れてきてしまったものについては、市で対応させていただく予定ですので、仮置場に持ってきて、市で処理する形になると考えております。
- 北野委員 そうなると、リサイクル料は市が払うという形になるのですか。
- 菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。
- 吉田委員 17 ページに「災害発生時の組織体制」がありまして、これはこれでわかるのですが、市民センター、それから各自治会がどのような連携をとるかといいますか、協力体制になるのか、教えていただければと思います。
- 菊地課長補佐 17 ページに記載させていただいている内容が「本市の災害廃棄物処理に係る組織体制」となっております。災害が発生したときの災害廃棄物処理の計画になりまして、環境部としてどのような体制を整えて災害廃棄物の処理に当たっていくかを書かせていただいておりますので、申し訳ありませんが、この中に市民センターとか各自治会さんの体制図の記載はしていないような形になります。
- 吉田委員 連携はどうなるのですか。
- 菊地課長補佐 連携となると、例えば避難所で恐らく自治会さんなどが運営していくと思うので、そのときにごみの出し方のお話をさせていただいて、そちらにご協力をいただくとか、実際、被災

の被害が大きくて、一次仮置場に持っていくことができなかつたり、近くのいつとき仮置場に出してもらようなことになったときに、自治会の中の防災や環境の関係の方々にご協力をいただいて、少しの間、管理をしていただくとか、もしかしたらそういうことが考えられるかもしれないと考えております。

○吉田委員 連携はとれるんですね。

○菊地課長補佐 そうですね。市の職員だけだと、なかなか手が回らないところもあるかと思うので、そういったときには、地域の方の力をかりて一緒に対応させていただければと考えております。

○戸塚参事 今、吉田委員から地域との連携についてありましたが、当然各地区で自主防災協議会があったり、生活環境さんがあったりするのですけれども、各市民センターは地域拠点本部というところになりますので、当然、市の体制の中の1拠点本部になります。また、自治会とか市民センターの間では、市民センターと自主防災協議会との関係があります。また、地区ごとにいろいろな特性というか特徴があり、そういったところは当然地域の方がいないとこういった災害時には回りませんので、地区防災拠点のほうでも、普段から連携をとっていると思っております。

○橋詰委員 前回申し上げたような理由で、今日から WEB 参加させていただいています。

前回私が申し上げたのが、資料でいきますと、7 ページの表 1-2 の部分で、基本方針のところです。前回も申し上げて、随分書き込んでいただいて、わかりやすくなったなと思うのですけれども、まだもう少し書いてもいいかなと思うところがあります。私はキーワードが、災害廃棄物処理をきちんとやらないと、それがその後の復旧や復興におけるボトルネックになってしまうという部分はあると思うのです。発災直後は、まず人命救助である。人命救助は廃棄物の問題ではないだろうと思うのですが、そこから先はもう廃棄物の話になってくる。そこをしっかりとやらないと、その後の復旧・復興の邪魔になってしまう。リスク要因を負ってしまうこともあるのではないかとということが1点。

それからもう一つは、今回の計画をつくって、計画的にやるということではあるのですが、やはり災害廃棄物は普段と違うわけですので、思いがけないといひましようか、計画で想定していないようなことも起きてしまう。つまり、臨機応変な対応ということも重要だろうと思うのです。ですから、臨機応変な判断です。口で言うのは簡単ですが、実際は大変だと思うのですけれども、そういう部分をもう少し書き込んでもいいのかなと思います。今の表現を含めて検討いただければよろしいかと思います。

○菊地課長補佐 今2点ご意見いただきまして、表 1-2 のところで、もう少しポイントが見えるような形でということかと思いますが、そこはコンサルの方と検討してまいりたいと考えております。

もう一つ、想定していないこともあるというところで、確かに冒頭で説明したリサイクルプラザ

藤沢の火災においても、やはり色々と思っていなかったことがあり、想定どおりにはいかないということで、色々な方法を考えているというところもあります。災害時になりますと、特にそういったことが出てくるかと思しますので、また全体的に見て、そういったところを注意させていただければと考えております。

○藤原委員 仮置場には受付があったり、名簿表みたいなものがあって、こういったものが搬入されたかを記載するようなことになるらしいのですが、例えばいつとき仮置場とか、一次仮置場の場合は、市の人間とか、そういった関係者は立ち会っていないのでしょうか。また、そういったものは、先ほどあったように地域の市民センターとか、または町内会単位とか、そういった方がかわりにすることになるのでしょうか。中には巡回をするという言葉があったのですが、巡回する人は誰なのでしょう。本庁からわざわざ行くのか、それとも一番近くにいるセンターの職員が巡回をするのか、またはボランティアがするのかということも含めてお願いしたいと思います。

○菊地課長補佐 まず、いつとき仮置場に市の職員が立ち会わないのかということですが、そこは実際に災害が起きて、職員が体制をどのくらい整えられるかというところになってしまうと思います。体制を整えられたとして、多分、一次仮置場を先に開設する準備とか、収集の体制を整えるとか、処理の稼働状況を確認するというのが優先になってしまうと考えられます。そこで実際いつとき仮置場を開設するとなったときに、もし市の職員が立ち会えなくなった場合に、名簿とかをどなたか別の方にやっていただくというところまではまだ考えられていなくて、分別はやはり必要になってしまいますけれども、実際は、そこから一次仮置場のほうに委託をかけて持っていくときに、どんなものが運ばれてきたのかを確認する形になってしまうと考えております。

ただ、地域の方がやるのかどうかですが、いつとき仮置場で市の職員がいなくなると、やはり不法投棄の問題とか、火災とか、そういったところも関係してきてしまうと思いますので、そこは今の段階でこうしますということが申し上げられないので、こちらの中のほうで、お答えできるような形を考えさせていただければと考えております。

巡回についても同様に、地域の方も被災者になりますので、被災している中で巡回してくださいというのも難しいと思いますので、そちらについてもこういった対応がとれるのかはもう少し議論をさせていただければと考えております。

○藤原委員 あと1つです。この間も申し上げたのですが、私が住んでいるのは南部のほうで、仮置場が想定されていない地区です。一次仮置場とか、いつとき仮置場の想定もまだされていないし、現場になってみないとわからないということを考えたときに、住民の人たちがどこにごみを持っていくのかとなると、例えばちょこっと仮置場みたいなもの、町内会単位でこだけ置いてもいいよみたいなところが、町内会としての責任のもとでできれば楽かなと思います。どう考えても、手で持っていけるようなリヤカーもないし、到底仮置場までも行けないし、一次仮置場も多分行けない

と思うのですが、町内会の中でちょこっと仮置場というのを認定していただければありがたい。

マンションの場合はマンションの方々の敷地の中で管理して保管してしてもら。一戸建ての人たちに関してだけ、ちょこっと仮置場を認めてもらえれば、そこから一次仮置場に持っていくこともできるかな。そういうワンクッションみたいなものがあれば、町内会でやる分には、町内会長さんが「だめだぞ」と言えば言うことを聞いてくれますし、日ごろのつき合いもありますので、比較的まとまりやすいのかなと思います。

あと、江の島に仮置場はつくれないのでしょうか。江の島の中のごみ関係はどうなるのでしょうか。

○菊地課長補佐 2つご質問ありがとうございます。

町内会として、町内会の方が管理できるような小さな仮置場を認めていただけないかというご提案だったと思います。確かに藤原委員がおっしゃるように、南部に仮置場がないというのは我々も課題だと思っております。それは引き続き見つけるような形で、確保に向けて努力していくところは変わらないのですが、そこについては、もう少し庁内とか、あと、コンサルの方に他の地域の実情とかを聞いて議論させていただければと思いますので、申し訳ありませんが、今回お答えはお待ちいただければと思います。

もう一つは、江の島ですが、平時の収集でも、江の島はやはり特殊なところで、パッカー車がなかなか奥まで入っていけないという特殊な地形になっております。そういった事情もある地形でそこに仮置場をつくるということも、やはり議論をしていかないと、なかなか難しいところもあるので、今いただいたご提案については庁内で確認させていただければと思います。

○松浦委員 2次素案の101ページですが、表5-1「想定される支援要請先」があります。その中に「本市が支援協定を締結している他市町村」と「本市が協定を締結している民間事業者」とあって、多分これは事業者であれば市内であったり、支援協定をしているところは、近隣の市町村であると、地震や津波の場合には、同じように被災して協力が要請できない場合があると思います。

同じページの2「平常時からの体制構築」の真ん中あたりに「大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します」とあります。確かにこれが普通だなと思うのですが、あまり遠方だと、今度運搬というところに支障があると思うので、「遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します」というところで、今このあたりで何か具体的な想定があれば教えていただければと思います。

○菊地課長補佐 おっしゃるように、地震のときは、やはり近隣の市町村も同様に被災しておりますので、幾ら締結していると言っても、みんながみんな助けてほしいという形になると思います。実際もし近隣の市町村の協定を使うとなると、局地的に被害が出ると思われる例えば風水害とか、そういった場合は局地的なところが大きいので、近隣で締結をしている他市町村に支援を要請するこ

とはできると考えております。

ただ、一方で、地震になりますと、先ほど申し上げたように、やはり全員が被災しているので、遠方ということになるのですけれども、今現在、正直どこか遠くのところと、藤沢市というか環境部で協定を結んでいるところはありません。ただ、ほかの市町で被災があったときは、協定を結んではないのですけれども、藤沢市に支援依頼があったときは当然出せる範囲で手伝いに行っておりますので、協定を結ぶことももちろん大切ですけれども、実際になったら、多分そういった支援に応じる手を上げてくださるところもあるかと思います。また神奈川県を通じて、そういったところに依頼をさせていただくような形になるかと思います。

○金田委員 先ほどの説明ですが、県からの要請で、神奈川県産業資源循環協会が藤沢市と締結しています。神奈川県産業資源循環協会は全国組織でして、その中に関東地域協議会があります。市は県のそういった団体と直接協定を結んでおりますので、全国 47 都道府県で全部協力要請依頼はできます。例えば近くの千葉とか、静岡とか、埼玉の人が協力するよと言ったら、それは協力できますので、そちらについては安心いただければと思っております。

○八幡委員 7 ページに表 1-3「災害時における市民・事業者・行政の役割」があります。「市民の役割」の一番下に「行政が発信する情報を把握し」とあるのですが、例えば災害が起きたとき、携帯やパソコンなど、ネットが困難になったときに、これは放送で投げかける情報の発信という意味なのか、避難所での行政からの発信なのか、こういった発信の仕方なのか、ここではこういった意味で書かれているのか教えていただければと思います。

○菊地課長補佐 市民の方への情報提供等になってしまうかもしれませんが、36 ページに表 2-18「市民等への情報提供手段」を書いています。例えば防災行政無線とか、防災ナビとか、そういった色々な手段を使って皆さんに周知をさせていただきます。ただ、事業者の方については、計画にも書かせていただいているのですが、施設への搬入を一時的に停止していただくことを考えております。搬入ができるようになった場合には、こういったことを使ってお知らせをさせていただくという形で考えております。

○八幡委員 そうであれば、参考までなんですが、「市民の役割」のところに、今教えていただいた 36 ページにつながるみたいな記載があれば、すごくわかりやすいのかなと思いました。

○菊地課長補佐 どこに書いてあるかがわかるような形ということですね。かしこまりました。ありがとうございます。

○藤原委員 市民への告知というか広報の中で、ハンドブックの作成という話も出ていたのですけれども、ハンドブックサイズはすぐ捨ててしまうというのがあって、今日も持ってきたのですが、「ふじさわ防災ナビ」というのを、藤沢市民の方だったら皆さんお持ちだと思います。これは本棚に立てても、積んでおいても、黄色がすごく目立つのです。あと、例えば藤沢市で毎年出している「高

齢者のための安心べんり帳」というものもあります。こういうA4サイズのものを保存版とする場合、うちでは、まとめてこれを置いたり、横にしたりしても、パッと見たときに黄色いのが目立つからわかるという形でやっています。

ハンドブックサイズだと、どうしても邪魔になるというか、保管しにくいので、できたら薄くてもいいからA4サイズがいい。かつ、「防災何とかかんとかのもとにおいて」ということであれば、同じパッケージで黄色にして、真ん中のところを、「ふじさわ災害ごみ～いま、わたしたちにできること。～」ということで、連続しているよ、シリーズだよみたいな形にしたり、赤色のところを、例えば青色にするとか、別の色にすると、保存もしやすいのかなと思います。うちはこれを出した、うちはこれを出したということで何か競っているような感じに見えるだけなので、「市としてはこうなっているよ」となるといいのかなと思います。

あと、前にも一度お話ししましたが、動画の作成をぜひお願いしたいと思います。動画があると見やすい。それから、冊子に関しても、半分以上が漫画というか絵のほうの方がわかりやすいです。今回の改定の中に、生活ごみ等の市民向けのようなページがたくさん織り込まれていたの、ああいところをピックアップして、市民用の広報という形にすると、すごくいいのかなと思いました。どうでしょうか。

○菊地課長補佐 今ご提案いただいた冊子をA4判のシリーズになるように、全体を黄色にして、真ん中のところだけ色を変えますことですが、そういった形ができるかどうかコンサルと相談してまいります。できるだけわかりやすく皆さんに持っていただきたいので、そこを検討させていただければと思います。

もう一つ動画については、今回、作成するというのはないのですが、ただ、環境省が災害廃棄物のページでわかりやすい動画を載せているので、パンフレットのほうに、例えばQRコードを載せさせていただくとか、そういったもので今回は載せるような形を検討しようと考えております。

○横田会長 私も同じような考えを持っているのですが、例えばアスベストは、災害のときに屋根が崩れたりして、がれきと一緒に出てくる可能性が大いにあるのですが、それがどういうものかというのは普通の市民になかなかわかりにくいところがありますので、現物の写真を撮って、こういうところにアスベストが入っているんだよということがわかるようにする。リチウム電池などもそうです。今リチウム電池も廃棄物で非常に困りものですが、こういう電気製品にはリチウム電池が入っているよという例示を写真でもって教えてもらえると非常に助かるのではないかと思います。

○菊地課長補佐 そこは本編に分別の記載とかもあり、ハンドブックには市民の方が出されるものがメインになると思うので、そういったところも踏まえて、今、横田会長がおっしゃられたようなアスベストとか有害物のところが、本編のほうで写真が載せられるかどうかを再度検討させていただ

きます。

○佐藤委員 教えていただきたいのは、41 ページの災害廃棄物の発生量の実際と推計量に乖離があるということが書いてあるコラムの部分です。これを拝見して、私も確かにそういうことはあるだろうなと思ったのが便乗ごみです。普段からごみを出そうと思っていただけれども、災害のときに便乗して出してしまうという変な持ち込みがあるのではないかとということがここに書いてあります。そういうことがないように、先ほど藤原委員がおっしゃっていたような見回りが必要なこともあるのかもしれない。また、不法投棄とか、先ほど菊地さんがおっしゃっていたようなことがあるのかもしれない。普段から市民あるいは事業者さんたちに、災害のときにはそういうことはなるべく控えてくださいみたいなことを、啓発とか、機会を捉えて何かできれば、推計以上のものが市の負担として振りかかってくるのが少しは軽減できるのではないかと考えますが、このあたりはいかがでしょうか。

○菊地課長補佐 今おっしゃっていただいた便乗ごみのところは実際にあって、2008 年 8 月の豪雨被害で愛知県の岡崎市さんの被災地で、浸水被害を受けていない住民の方が路上に出ているごみのところに自分のごみも出してしまったというのが調査の結果からわかっていますので、今ご指摘いただいたように、便乗ごみを発生させないために、平時からそういったお話をしていくことが非常に重要だなと思っております。

「ごみ NEWS」という年に 1 回全世帯に配っているものがあるのですが、能登震災があったので、それを受けて、今回初めてそこに災害廃棄物について少しだけ掲載させていただきました。そこにも書かせていただいたのですが、平時から要らないものを整理していただくとか、地震で家具が転倒したことによってごみになってしまうことを防ぐために、転倒防止対策をしていただくといったことは、少しずつ啓発を始めたという形になります。

先ほど藤原委員からも言われたように、今回ハンドブックを作成させていただきますので、それも含めて、そういったことを書かせていただいて、平時から皆さんに、災害時に災害廃棄物とか、それ以外のものも出ないようにしていただくように、ご協力が得られるような形で周知してまいりたいと考えております。

○秋山委員 秋山と申します。学校のほうから出させていただいています。

今いろいろなお話を聞いて、ハンドブックとか、「ごみ NEWS」とか、子どもたちも 3・4 年生あたりでごみの学習をします。各家庭に配られるものも、興味がある子は、学習していると目にするので、ぜひ子どもにも目にしてわかりやすいようにしていただけるといい。子どもからの発信は結構大きくて、先ほどの便乗ごみみたいなものも、子どものほうが、「それはだめだよ」みたいなことを大人に促すようなこともありますので、ぜひ子ども向けにも興味を持つような絵とかが入るといいかなと思いました。

○菊地課長補佐 そちらのほうも検討させていただければと思います。

○野中副会長 今のお話に近いかなと思うのですが、日本語ネイティブではない方々への情報発信というところも結構重要なのかなと思います。冊子体をわざわざいろいろな言葉でつくるのはなかなか難しいとなると、今はインターネットで翻訳がかなりわかりやすくなるような時代ですので、市の方針とか、市がどう動くかということまでは、もしかしたら情報量が多過ぎて、目につかないかもしれないのですが、市民として、こういうときにこんなふうにしてほしいとか、市民の方にはこの順番で、あるいはこういうところに気をつけて動いてほしいという情報については、冊子だけではなくて、ウェブサイトから閲覧できるような形にしていく。今、会長からもお話があったように、「こんなごみは」というのも、画像でとか、絵でとかいうところで、日本語の文字が読めなくても、パッと見てわかる。どのように動けばいいか、簡単なメッセージとして出ているとなりますと、自動翻訳がかなり優秀なので、それぞれの方の母国語に翻訳して理解いただけるのかなと思っています。

被災されたときに言葉がわからなくて情報が受け取れないと、より一層不安にもなるし、誰に聞いていいかわからないとなると、望んでやっているわけではないけれども、結局そこに放置せざるを得ないということになると思いますので、ぜひその情報発信と、そういうところに載っているよということを、日本語ネイティブではない方たちへのコミュニティに向けて発信するという努力は続けていただきたいなと思います。

○横田会長 これについて事務局から何かありますか。

○菊地課長補佐 冊子については、多言語に対応できるようところまで今回の改定の委託の中では入っていないので、日本語になってしまうのですが、確かにおっしゃっていただいたように、多言語に対応するというのは、やはり外国の方がいらっしゃる中で非常に大事なことだと思いますので、ホームページでダウンロードできるようにはするつもりでおります。

冊子も全世帯に配れるほどつくるということではなく、もともとダウンロードをしていただくという形の前提になってしまう部分もありますので、その中で多言語に対応できるような形とか、やさしい日本語という形で、少しわかりやすいような日本語にしたり、先ほど小学生ということもありましたけれども、わかりやすい絵にするといったようなことで、そういった方にも配慮ができるような形での作成を進めていきたいと思っています。

○横田会長 最近、電車などでも英語、中国語、韓国語ぐらいまでは、時々翻訳がなされていますね。

○秀平委員 今のお話に関連しましてというか、多言語の人がホームページまで見に行くかどうかというのも多分問題があるのかなと思うのですが、例えばごみカレンダーとか、全世帯に配布するようなものがもしあれば、「こういうところにこういうものが掲載されています」と、一言でもいいと思うのですが、そういうものが10カ国語で表記があって、QR、2次元バーコード

とかがあって、そこから読みに行けるとか、そういう工夫とかを今後していくと、いろいろな国の方も、ホームページから見ていただけるようになるのではないかと思いますので、工夫していただければと思います。

それとはまた話が変わりまして、さっきアスベストの話があったかと思います。実際に市民の方はどういうものにアスベストが入っているかというのは多分ご存じがない。レベル1・2とかというのは、持っている人たちが調査をしたりというのがあると思うのですが、非飛散性のアスベストがどういうところに使われているのかはわからないところもあって、どれが危険なのか、どれが大丈夫なのかというのものもあるかと思います。そのあたりの見分けはなかなか難しいと思うのですが、築年数が浅いものについては特に問題がないとか、ある程度目安になるようなものもお知らせできるような体制づくりですね。全部をハンドブックに盛り込むのは無理ですので、多分大気とか、そちらの関係になると思うのですが、それについてもホームページに飛べるというような工夫を、ハンドブックでしていただければと思います。

もう1点ですが、仮置場とかに災害廃棄物を搬入するときに、どのように分けていくかというのは、市の職員の方でも、環境部以外のところの方はなかなかわからないと思うのです。ですので、今後まずは環境部の中で、その後、庁内でどのように分けていくのかというのを、図上訓練でもいいですし、何らか訓練をしていく。その次は、自治会長さんとか、市民のほうにもどんどん広げていく。そのような試みを、これはすぐにできるものではないと思うのですが、時間をかけてやっていただければなと思いましたので、お話しさせていただきました。

○横田会長 丁寧なご説明ありがとうございました。

○菊地課長補佐 3点ご意見とご質問をいただきました。

確かに今、藤沢市のごみカレンダーは情報がかなり多く載っておりまして、市民の一部の方からは、情報が載り過ぎてどれが大事なかわからないというご意見もいただいたりしております。確かにごみカレンダーは多言語でお配りしているところでもあります。そこにもう少しQRコードぐらいだったら載せられるのかなとは思っているので、紙面を確認させていただいて、全戸配布できるようなものにそういった情報が載せられるような形で確認させていただければと思います。

あと、アスベストの非飛散性は、確かに集合住宅とかで、築年数が古かったりすると、中にはベランダの間の仕切りの板のところに含まれているものもあります。そういった部分も知らない方がいらっしゃるというところもありますので、そういった情報を、ハンドブックは難しいと思うので、どこかに載せられるような形で考えていきたいと思っております。

最後は、仮置場への搬入時の分別のところだと思います。全体の方針といいますか、こういった形でやっていきますというのが計画だと思うのですが、もっと細かく、どのように動くのかとか、どこに連絡するのかとか、そういうものはマニュアルに入れていきます。それができました

ら、その次の年ぐらいに、実際にその計画とかマニュアルは実効性があるのかというのを確認する必要があると思いますので、今のところは予算がつけばという前提にはなってしまいますけれども、まずは庁内でこのマニュアルどおりに動いたときに動けるのかどうかというところを実地訓練させていただいて、必要があれば当然マニュアルを更新することを考えております。

その取組を市民の方も巻き込んでできるかというのは、この先になってしまうので、まだ明確に申し上げることはできないのですが、庁内での体制という意味では、そこまではやらないといけないというふうには考えております。

○横田会長 アスベストは、建設材などで製品として使われている分には全く無害ですけれども、それをたたいて壊したりして粉末状になったときに出てくる。それが大気中に飛散すると、そこで呼吸した場合に、肺の奥まで入って行ってしまいます。非常に鋭い繊維質のもので、そこが危険なんです。通常だったら、そんなに恐れることもないのですが、それが破壊されたり、破損したりしたときに、その後、それをたたいてみたり、そういうものが既に飛散しているところへ平気で入って行ってしまいます。あそこに自分の大事なものが入っていたので探しに行こうなどというときに、がれきの山の中に入って、そこでアスベストの粉末を吸い込んでしまうことがあり得る。そういった危険があるのですが、なかなかそこまで例示するわけにはいきませんので、例えばこういうものに入っていて、それを壊したりすると、粉末状になったときに危ないんだという説明も必要かもしれませんね。

ほかにございましょうか。

たくさんの意見が出ましてありがとうございます。それではこれで議題を終わりにしたいと思います。

報告（１）官民連携のジモティースポットを開設します！について

○横田会長 次に、報告に移りたいと思います。報告（１）としまして、「官民連携のジモティースポットを開設します！について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 引き続き環境総務課、菊地からご説明させていただきます。

「資料５」と記載はございませんが、「官民連携のジモティースポットを開設します！」というカラー版のプレスリリース資料をご覧くださいと思います。

８月２５日に市長の定例記者会見で発表させていただいておりますが、藤沢市と株式会社ジモティーさんで、リユースの促進に向けた連携と協力に関する協定を締結させていただきました。こちらの協定に基づきまして、リユーススポットを設置させていただきます。まず、今年の秋、１１月ごろを目標に今考えていまして、場所としましては、南部エリアに１号店という形で開設させていただきます。次に、２号店として北部エリアですけれども、今日、火災のあったリサイクルプラザ藤

沢の環境啓発棟の中に、ジモティースポットを開設させていただくということで、こちらは2026年4月ごろに開設できるような形で今考えております。

ジモティースポットですが、今いろいろな自治体さんでやられていて、ニュースでも横浜市さんのジモティースポットが出ているので、ご存じだとは思いますが、不用になったけれどもまだ使えるものを市民の方にお持ち込みいただいて、地域のコミュニティの中で有償または無償で譲り合うようなサービスになっております。

資料の裏面になります。不用品を持ち込む市民の方のメリットとしては、不用品を引き渡すということで、気軽に地域のリユースにご参加いただけることと、ごみとして処分する場合の手数料が不要になるところがあります。不用品を新たに買いに来る方のメリットとしましては、手にとりやすい価格でリユース品を購入とか、あとは譲受することができます。藤沢市としましては、廃棄物になる前にリユースをしていただくことで、廃棄物の減量化とか資源化につながるなどメリットが多いということで、こういった形をさせていただいております。

また、北部は、先ほど申し上げたように、リサイクルプラザ藤沢の環境啓発棟の中にリユーススポットを設置いたしますので、例えばジモティースポットでもどうしても引き取りができない場合は、そのままお持ち帰りいただくわけではなく、ごみとして捨てたいというご希望があれば、お隣の廃棄物処理施設と併設しておりますので、そちらをご案内させていただいて、適正に処理をしていただくことができる施設になっております。

南部と北部にジモティースポットを設置するというので、冒頭申し上げましたように市民の方が気軽に地域のリユース活動にご参加いただけるところがあるのですけれども、リサイクルプラザ藤沢については、なかなか知っている方が少ない施設になっております。環境部に所属しているからというわけではないのですけれども、なかなかおもしろい施設というか、色々と啓発していて、職員が、皆さんに啓発をするようなものを一生懸命展示しているところなので、できる限り多くの方に見ていただきたいと思っております。

そういったリユースのスポットをつくることで、今までリサイクルプラザ藤沢を知らなかった方にも訪れていただいて、リユースに参加しつつ、さらに藤沢市の啓発にも興味を持っていただき、体験して、楽しみながら、3Rという取り組みを活性化していくということで、誰もが利用したくなる施設を目指したいと考えておりますので、開設した際には、皆さんぜひ来ていただけたらと思います。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

ないようでしたら、報告はこれで終わります。

その他

- 横田会長 次に、「その他」に移りますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。
- 北野委員 今、処理計画を見せていただいて、いろいろ考えていたのですが、ごみは基本的には市民が自分みずから処理しなさい、動かしなさいということだと読み取ってはいるのですが、市がやってよと思う人もいるとは思いますが。その中で、会長は廃掃法にお詳しいということですが、個人が出した一般ごみを、許可業者ではない人に渡すことはできないと認識しているのですが、合っていますか。
- 横田会長 一般にはそういうルールにはなっていないですね。
- 北野委員 一般廃棄物はほかの人に「このごみ捨てといて」と渡してもいいんですけど。
- 横田会長 それは清掃の当局の方が一番正確に教えていただけたと思いますが、やはり指定の場所にごみは出していただくことになっているわけです。
- 北野委員 そうですね。市のほうの許可業者がごみを運搬しているし、処理しているという形だと認識していて、基本的にはごみは自分がみずから処理をすべきだと。
- 横田会長 基本的にはそういうことなんです。それを個人個人がやると、衛生的あるいは無害に処理することがなかなか難しいということで、公共がそれをかわって、生活ごみに関しては処理しましょうということに昔からなっているわけです。清掃法という前の法律もそうだったのです。生活ごみは市町村、自治体がかわって処理してあげましょう。安全、無害に適正に処理する。それを個人に任せることはなかなか難しいと考えたわけです。
- 菊地課長補佐 今のご質問は、ご家庭から出るごみを許可業者に出さなくていいんですかというご質問でよろしいのでしょうか。
- 北野委員 許可業者ではない人にごみを出すことはできないと。
- 菊地課長補佐 それは例えば不用品が出たときに許可を持っていない人に渡すことがいいのかというご質問でよろしいですか。
- 北野委員 そうです。
- 菊地課長補佐 例えばご家庭から出たごみは、先ほど横田会長もおっしゃっていたように、法律上市がやるという形になっておりますので、基本的には市の収集とかそういったものを使っていただくことが大前提になります。中にはやはり不用品回収業者さんとかがいらっしゃって、ポスティングをされて、「お家の前に出しておけば回収しますよ」みたいなものがあると思います。そういうものは確かに許可を持っていない業者が多いので、そういった場合は市でも「回収したものをどうされるんですか」という聞き取りをした上で、違法性が疑われる場合には指導させていただくとか、おっしゃるように、許可を持っていないので、ご家庭から出ているごみは回収できないですよというお話をさせていただいたりしています。
- 北野委員 不用品回収業者はごみとして引き取っているわけではなくて、有価物かあるいは再利用

できるものとして引き取っているという建前だと思っています。

○菊地課長補佐 有価物の考え方ですが、それも廃棄物の行政処分の指針の中で総合判断説というのが出ていて、そもそも有価物は市場性があるのかとか、幾つか項目があるのですが、それに照らし合わせたときに、本当に有価性があるのかというところを確認しないと一概に言えない。例えば1円でもお金を出せば、有価物になるんですかと言われるとそれは違うので、そこは市のほうも確認をさせていただいております。

一般的には例えば「家電を外に置いておけば有価物として取ります」というお話もありますけれども、基本的には家電を野ざらしにしている、雨の日にそのまま有価物として取れるかという、当然家電は雨に濡れてしまえば、壊れてしまうリスクもありますので、そういったものを廃棄物ではないという判断は、こちらではできません。基本的には事業者さんと連絡がとれるような形になれば、こちらから連絡をして、こういった形で収集をするのかとか、どのように処理をするのかを聞いた上で判断しています。

ただ、専ら物というのもありまして、まちの中で紙類とかを集めているところがあるのですが、それも法律上マテリアルリサイクルをすることが前提になりますけれども、そういったものでしたら、専ら4品目に当てはまるものであれば、許可がなくてもできることもあるというのがあります。それぞれ何を誰がどのような形でやるのかというのを、こちらもきちんと聞き取りをしないと、これはだめですよというのは、今は物がわからないのでお話しできないのですが、一般的には許可がない業者さんはご家庭からのごみは回収できないという形になります。

○横田会長 ほかにございましょうか。

ないようでしたら、事務局から何かございますか。

○戸塚参事 特にありません。

○横田会長 それでは、その他はこれで終了いたします。

以上をもちまして本日の議題は終了とさせていただきます。今日は暑いところをどうもありがとうございました。それから、ウェブ参加の橋詰先生どうもありがとうございました。

では、事務局に議事をお返しいたします。

○戸塚参事 横田会長、ありがとうございました。

本日の議題につきましては全て終了となります。

最後に、事務連絡が1点ございます。第1回目の審議会資料とあわせまして、皆様に報酬関係の書類を郵送させていただきました。提出されていない委員の方におかれましては、本日ご提出をお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして第3回廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

次回第4回の審議会につきましては、以前の予定から変更しております。10月27日（月）午前

を予定しておりますので、ご予約いただきますようよろしくお願いいたします。

○横田会長 午前ということだけで時刻はまだ決まっていないのですね。

○戸塚参事 まだ決まっていないので、またわかりましたらご案内させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後 3 時 33 分 閉会